

助け合いの どけん火災共済

魅力1 日本一安い掛金！しかも大型保障

組合が直接運営することで掛金を下げることができました

住宅の構造	年掛金 (1口あたり)	保障額
木造等	60円 (建物・家財とも)	10万円
鉄筋 コンクリート	30円 (建物・家財とも)	10万円

魅力4 組合員のための保障制度です

※脱退された方の加入、更新はできません。
また法人名義、法人使用のものは加入できません。
※用途により加入条件、上限が異なりますので詳しくはご相談ください。
●建築・増築中の建物も加入できます。(個人として請負ったもの)(着工から完成・引渡しまでの間)

魅力2 地震災害見舞金で生活再建を応援！

建物最高100万円
家財最高 20万円

●損害区分と加入口数により金額が異なります。
※地震災害見舞金の給付総額が基金を上回る場合は、理事会で支払い限度額を決定します。

魅力3 罹災者の立場に立った給付内容

万が一の時も、仲間を助け合うやさしい保障内容です

●66%以上の罹災で全焼給付(他は70%~80%以上)
●古いものでも同等のものが購入できる標準的な価格で保障(修理不能のとき)
●火災、自然災害はもちろん、お風呂の空き・漏水・火火等の見舞金など幅広い保障内容

火災共済 ご注意ください

●給付対象にならないもの

※共済契約者と生活を共にする親族の故意、重大な過失によって生じた損害。
※共済契約者が通知義務を怠ったとき。
※罹災現場が保存されていないとき。
※紛失、盗難による損害。
※燃焼機器、暖房機器等のみの損害。
※破裂、爆発により生じた当該機器の損害。
※地震、津波、噴火、その他変乱による損害。
(ただし、地震災害見舞金の対象となるものを除く)
※給排水設備の欠陥、消耗、老朽化を原因とする漏水による損害。
※第三者の加害行為で損害額が1万円未満の損害。

※第三者の行為による損害で、損害賠償を受けたとき。
※営業用資材、機器、商品、看板等これらに類するものの損害。
※直接の原因が法令違反によるとき。
※自然災害等による家財のみおよび付属物の損害。
※建物の欠陥、老朽化による損害。
※規定の加入上限を超えているもの。(超えた部分が無効)
※事由発生日から1年が経過したとき。(時効)
※建物(屋根、壁等)に損壊の無い状況での雨漏り。
※その他、どけん共済会が規定・細則で定めるもの。(詳しくは「しおり」をご覧ください)

●複数の保険に加入されている方へ

(1)どけん火災共済の立場
どけん火災共済は、労働組合の自主的な共済であり、仲間の助け合いとして運営しており、規約・規定に基づき給付金を支払います。
(2)どけん共済会の個人情報保護の方針について
どけん共済会は、損害保険会社等からの問合せには、原則として個人情報保護の観点から一切応じません。
※掛金が安く制度内容が良い、どけん火災共済に絞っていただけると幸いです。皆様のご理解とご協力をお願いします。
詳しくは所属支部またはどけん共済会へお問合せください。

安い掛金大きな保障

どけん火災共済



バツグンに
安い掛金、
組合員のための
安心の保障内容

組合員にピッタリの
保障制度
建築中の
建物の加入

自然災害
暴風・豪雨の
損壊被害も給付
地震の被害にも
地震災害見舞金

落雷
家財への加入で
電化製品の
故障も給付

年 掛 金	
3,000円で	
最高 500万円 保障	
6,000円なら	
最高 1,000万円 保障	

(木造建物火災で全焼の場合)

制度の詳細は
2~3ページ
をご覧ください

魅力1 お財布にやさしい掛金設定！

住宅の構造	年掛金(1口あたり)	保障額(全壊時)
木造等	165円 (建物・家財とも)	5万円
鉄筋 コンクリート	100円 (建物・家財とも)	5万円

保障額は、(すべて1口当り)
大規模半壊 25,000円
半壊 15,000円
一部壊 1,500円

魅力2 損保に無い仮払い制度で安心！

●地震共済では罹災証明書を給付の判断材料としますが、大規模な震災などで罹災証明書の発行が遅れます。万が一発行が遅れても、加入口数に応じて、一定額の仮払い金を契約組合員の手元にお届けします。仲間の助け合いの精神に基づいたどけん地震共済ならではの制度です。

魅力3 再共済で安心運営を約束！

●どけん地震共済は、損保ジャパン日本興亜(SJNK)に再共済し、制度の安定運営をはかります。SJNKはさらに海外の再保険会社にすべてのリスクを再保険で掛けているので安心です。

万が一の安心 どけん地震共済

地震共済 ご注意ください

●加入手続きについて

※同一の建物および同一の建物内に収容されている家財についての共済契約者は1人に限ります。同一物件で地震共済に複数の契約はできません。
※災害時の生活の安定を目的としているため、建物は最低50口、家財は、加入上限の40口を目安に加入をご検討ください。
※火災同様、重複なくどけん地震共済に絞ってのご加入をお願いします。

※火災共済の付帯共済であるため、共済掛金の支払方法を火災と地震で分けることはできません。両共済とも次年度以降の掛金は口座振替となります。

●2以上の地震等の取り扱い

※この共済契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのの別の地震等として取り扱います。

詳しくは、火災・地震共済のしおりをご覧ください

お問い合わせは

埼玉土建どけん共済会(048-863-6508)または所属支部まで

ご不明な点は組合までご相談ください

どけん火災共済加入の仲間が入れます

持ち家の仲間は、建物・家財
賃貸住宅の仲間は家財に
掛けることができます

建物・家財で
最高 1200万円
の保障!



どけん地震共済

被災時の生活安定に

制度の詳細は
4~5ページ
をご覧ください

東京土建 埼玉土建 千葉土建 神奈川土建 京建労

どけん
火災共済

大型保障を実現



年掛金 木造36,000円で
(住宅・家財あわせて)
最高 6,000万円の保障

次の基準で入れます

※50口以上でご加入ください。

木造(非耐火) 1口60円／年
鉄筋(耐火) 1口30円／年



住宅

●新築・増築中
(個人の請負に限る)

住宅
+
家財



●持ち家に
住んでいる
家財だけでも
加入できます



家財

●借家(アパート・
マンション等)
に住んでいる

住宅の加入基準 (最高400口まで)

居住面積	加入限度	保障額	年掛金	
			木造等	鉄筋コンクリート
10坪	70口	700万円	4,200円	2,100円
20坪	140口	1,400万円	8,400円	4,200円
30坪	210口	2,100万円	12,600円	6,300円
40坪	280口	2,800万円	16,800円	8,400円
58坪以上	400口	4,000万円	24,000円	12,000円

※1坪あたり7口が加入限度です。

家財の加入基準 (最高200口まで)

契約者の 年齢	家族人数				
	独身	2人	3人	4人	5人以上
30歳未満	500万円 (50口)	800万円 (80口)	900万円 (90口)	1,000万円 (100口)	1,400万円 (140口)
30～39歳	600万円 (60口)	1,500万円 (150口)	1,600万円 (160口)	1,800万円 (180口)	2,000万円 (200口)
40～49歳	900万円 (90口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)
50歳以上	1,000万円 (100口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)	2,000万円 (200口)

加入できる建物と家財(50口以上でご加入ください)

- 組合員および組合員と生計を一つにする二親等以内の家族および親族が所有し居住する建物。
- 建設業の事務所(店舗)または作業場の用途を兼ねる「併用住宅」の場合はどけん共済会細則が定めるものに限りです。
- 契約者が居住している建物内の家財。(専用住宅部分の家財のみ、事業用の家財は対象外)ただし、現金、有価証券、貴金属、美術品、自動車、自動二輪車などは対象外となります。
- いずれも日本国内の建物と家財。 ※法人名義の建物は加入できません。



※どけん火災共済は、自主共済のため、所得税等の控除対象とはなりません。

うれしい 大きな安心 ワイドな保障範囲

火 災



火災



消火作業による
冠水・破壊



車両の突入



航空機墜落



破裂・爆発



突発的な第三者の
加害行為



他人の住宅からの水漏れ



落雷

被害の程度	焼破損割合	お支払い額
全焼	66%以上	契約共済金の 全額
その他	66%未満	実損

※電器製品のための落雷被害は臨時費用を含め30万円が給付限度です。
※付属物のみの損害は給付限度が異なります。

さらに	臨時費用
	最高 200万円 限度 左記お支払い額の 15%

自然災害

被害の程度	1口あたりの共済金額	お支払い限度額
全壊	45,000円	450万円
半壊	15,000円～25,000円	180～270万円
部分壊	500円～4,000円	6～50万円
床上浸水	1,000円～10,000円	23～203万円

※床上浸水のみの損害、屋根のアンテナのみの損害、ベランダの屋根など、付属物の損害は給付対象となりません。



さらに	臨時費用
	お支払い共済金の 15%

地震災害見舞金

建物の損壊状況に応じて給付します。

被害の程度	1口あたりの共済金額	支払い限度(住宅)	支払い限度(家財)
全壊	10,000円	100万円	20万円
半壊	5,000円	30万円	10万円
一部損壊	1,000円	5万円	3万円

※組合員の生活の本拠地を対象とします。
※損害区分(被害の程度)は自治体の「羅災証明」によります。

諸費用共済金

持ち出し家財共済金

一時的に持ち出した家財が火災等で損害を受けたとき

お支払い限度

100万円

または契約額の20%

失火見舞費用共済金

加入者が火災により第三者に損害を与え、見舞金を支払ったとき

100万円

または契約額の20%(1世帯40万円)

漏水見舞費用共済金

突発的な事故で加入者が第三者に水もれ損害を与え、見舞金を支払ったとき

50万円

または契約額の20%(1世帯15万円)

修理費用共済金

賃借人である加入者の過失による火災等で、損害を生じ、加入者が修理をおこなったとき

100万円

または契約額の20%

風呂の空だき

風呂釜および浴槽に、空だきによる損害が生じたとき

5万円 風呂釜と浴槽の損害
2万円 風呂釜の損害

※お支払い限度は、いずれか少ない額となります。

詳しくは所属支部またはどけん共済会にお問い合わせください。



加入上限口数と保障
住宅200口 家財40口

年掛金 木造39,600円で
(住宅・家財あわせて)
最高1,200万円の保障

住宅・家財
●持ち家に
住んでいる
家財だけでも
加入できます

●借家(アパート・
マンション等)
に住んでいる
家財のみ

木造(非耐火)
1口165円/年
鉄筋(耐火)
1口100円/年

支給区分 (罹災証明書 によります)	1口あたりの 共済金	保障限度 (最高口数)	
		建物(200口)	家財(40口)
全壊	50,000円	1,000万円	200万円
大規模半壊	25,000円	500万円	100万円
半壊	15,000円	300万円	60万円
一部壊・ その他	1,500円	30万円	6万円

火災共済 加入口数		地震共済加入 できる口数		地震共済 (全壊時 最大 保障額)	火災共済+地震共済 合計年掛金 (うち、地震共済掛金)	
建物	家財	建物	家財		木造 (非耐火)	鉄筋コンクリート (耐火)
50	50	50		450万円	20,850円 (14,850円)	12,000円 (9,000円)
100	100	100		700万円	35,100円 (23,100円)	20,000円 (14,000円)
150	150	150	40	950万円	49,350円 (31,350円)	28,000円 (19,000円)
200	200	200		1200万円	63,600円 (39,600円)	36,000円 (24,000円)
400	200	200			75,600円 (39,600円)	42,000円 (24,000円)

火災共済	災害内容	地震共済
地震災害見舞金 最高 120万円	地震などのとき	建物と家財合わせて 最高保障額 1,200万円
建物と家財合わせて 最高保障額 6,000万円	火災などのとき	対象外
全壊で最高保障額 450万円	風水害・雪害などのとき	対象外
最高 200万円 を限度に 共済金の15%以内	臨時費用	対象外

地震共済の加入には
火災共済の加入が
必要です

火災共済
【基本契約】

+

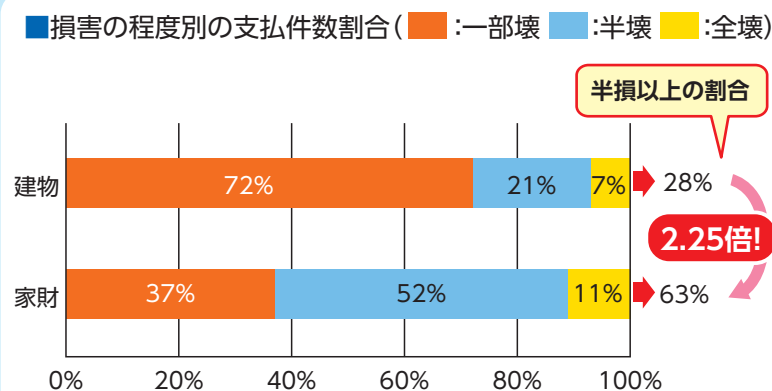
地震共済
(希望者が付帯)

※どけん地震共済は、自主共済のため、所得税等の控除対象とはなりません。

地震の備えは 必要です

地震共済は、地震・噴火またはこれらによる
津波を原因とする火災・埋没・流失による
損害を保障します。

2011年の東日本大震災における東北6県での地震保険金支払い実績では、全壊、半壊における支払保険金は、建物よりも家財への支払が上回っています。近年、耐震性の高い建物が増えてきており、建物に大きな損害が生じなくても、家具類の転倒等で家財に大きな損害が発生する割合が高くなっています。(損保会社提供資料)
どけん地震共済に加入し、地震被害時の家財保障を準備しましょう。



火災共済のみのご加入では、地震・噴火またはこれらによる津波の火災損害は保障されません(地震等により延焼・拡大した損害を含みます。)

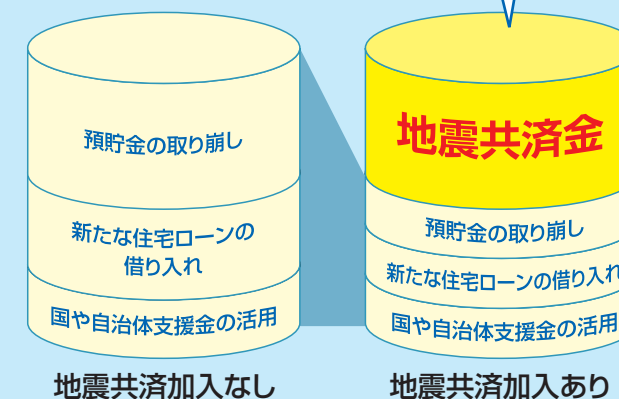
地震によって被る経済的な負担は、
地震共済に加入しておくことで
軽減することができます。

家計負担を少しでも軽減するために

被災者生活再建支援法
に基づく支援金の支給

地震により住宅が全壊し建て替えた場合、被災者生活再建支援金が支給されますが、支給額は**最大300万円**であるため、生活再建に必要な費用全てを賄うには不十分です。

地震共済金で全てを
賄うことはできません
が、生活の再建に大き
な役割を果たします。



お支払い例



①地震で火災が発生し建物が焼けた



②地震で建物が倒壊した



③津波により建物が流された

火災共済では、

- ①地震等による火災(およびその延焼・拡大損害)によって生じた損害
- ②火災(発生原因を問いません)が地震等によって延焼・拡大したことにより生じた損害

はいずれも保障の対象となりません。

これらの損害を保障するためには、地震共済
が必要です。

お支払いできない主な例

- 共済契約者、被共済者(保障を受けられる方)の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- 地震等の際における紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる事故
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた事故等

地震共済における損害の程度の確定は、地方自治体が発行する
罹災証明書の記載内容によります。

火災 地震 加入・給付 Q&A

どけん火災共済、地震共済でお問い合わせの多い内容は以下のとおりです。

空き巣被害でも 給付があるのですか？

火災共済は、空き巣など第三者の不法行為に対する給付も行ないます。（損害額が1万円以上の場合）
ただし、住宅部分、家財部分の加入を前提に、建物の損壊（ガラスや鍵の破壊など）や家財の破壊に対しては給付しますが、紛失や盗難の被害については給付対象外です。
警察への被害届出と受理番号が必要です。

台風や雪の時も 給付があるのですか？

台風や強風、降雪など自然災害で建物や家財に被害（損壊）があり、自治体の発行する罹災証明書に罹災原因（自然災害による）と罹災年月日があれば、認定基準に従い給付します。ただし、ベランダやカーポートなど、住宅の付属物の損害は自然災害では給付対象外となります。
なお、罹災年月日（事由発生日）から1年以内に申請されないと時効により申請できなくなります。

木造・鉄筋の区分

木造や鉄骨造の建物は、原則、「木造区分」となります。
鉄筋扱いとなる条件は以下のとおりです。

主要構造材	区分
木造 鉄骨造り(耐火被覆無し)	木造
鉄骨造り(耐火被覆有り) ※1 要証明	鉄筋
マンションなど 鉄筋コンクリート造	鉄筋
柱・梁・床の主要構造部が コンクリート造、かつ外壁が 不燃材仕様	鉄筋

注 主要構造材が基準を満たしていても、外壁が準不燃材など耐火性が低い時には、木造扱いとなる場合があります。

※1 公的な完了検査済証（建築基準法第7条第3項の規定による）や建築確認申請書で、耐火または準耐火（1時間以上）である場合は鉄筋扱いとなります。

火災等の被害にあった際の 給付金額はどのように 決まりますか？

火災等で被害にあい、建物が66%以上焼損（損壊）したときは、全焼・全壊と認定し、契約口数の満額+臨時費用（共済金の15%）を保障します。
66%未満の焼損の時には、契約共済金額を上限に、同等品を新品で購入したときの価格（標準単価）で保障します。標準単価は、公平・中立の立場の第三者機関が定めています。なお、落雷被害による電気器具のみの損害は、臨時費用を含み30万円を上限としています。

自宅や賃貸物件の 漏水事故も 保障してくれるのですか？

第三者の居室（組合員の上階）で生じた水漏れ被害は老朽化などが原因であっても保障します。ただし、第三者の賠償責任が優先されます。
給排水設備等に生じた不測かつ突発的な漏水事故は保障します。ただし、原因物の欠陥や腐食、自然の消耗や老朽化の場合は保障しません。自宅の場合は、火災等共済金として。賃貸物件の場合は漏水費用見舞金として保障します。保障内容の詳細は、3ページをご覧ください。

地震共済金、 地震災害見舞金の 認定はどう行うのですか？

組合員の居住する自家または借家の建物に損壊があった時、自治体への申請で罹災証明書が発行されます。罹災証明書の損害の程度の記載内容により、給付を行ないます。
なお、地震共済に加入されている場合は、地震共済金と地震災害見舞金は加入口数に応じて併給されます。

火災共済では、 なぜ地震による火災を 保障していないのですか？

大地震発生時には、通常よりも火災発生件数が増加するだけでなく、消防能力の低下により焼失面積も著しく大きなものとなります。このため、火災共済で想定していない大規模な火災損害が発生することから、火災共済の保障からは除外しています。

大規模震災など 甚大な被害の場合、 どのように考えますか？

専門機関により首都直下・東海三連動地震を想定した内容でリスク評価を行ない、理論上、100年に一度の震災に耐えうる水準で設計しています。
万が一、大規模震災等甚大な被害があった際には、理事会において契約者の口数等に応じて支給額を決定します。

地震共済は、なぜ火災共済の 共済金額の50%までしか 契約できないのですか？

巨大地震が発生した場合でも共済金のお支払いに支障をきたさない範囲内での引受とするため、火災共済の共済金額の50%までとしています。また、これは（被災物件の完全復旧ではなく）被災組合員の生活の安定に寄与することを目的としているからです。

共済掛金の試算をしてみましょう

火災共済と地震共済の契約発効・掛金納入のイメージ

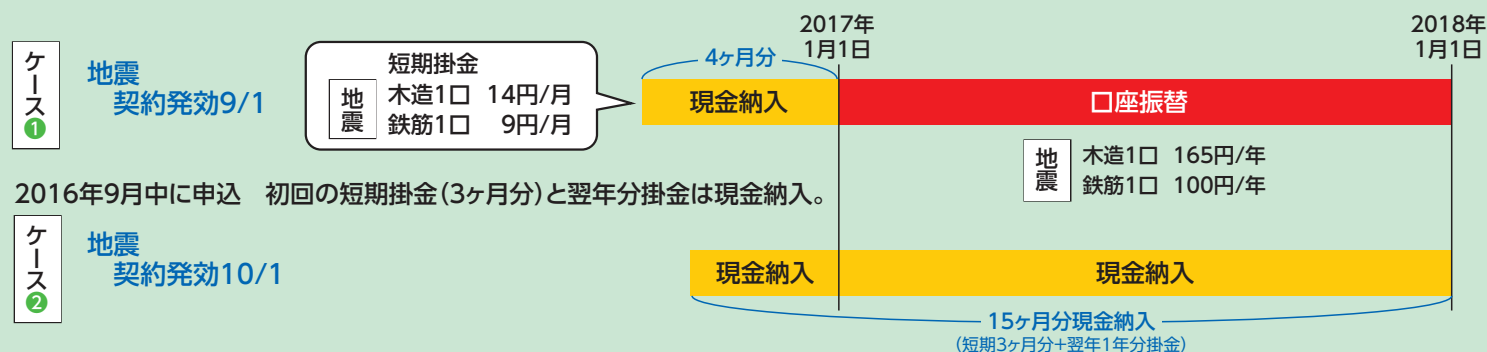
初めて火災共済・地震共済に入るとき

2016年8月2日申込入金。初回は現金納入。申込時に口座振替依頼書の提出が必要です。



火災共済に加入中で新たに地震共済に入るとき（火災共済満期日 12/31の場合）

2016年8月中に申込入金 初回の短期掛金は現金納入。翌年の掛金は火災・地震合わせて口座振替。



※短期契約の月割数が3ヶ月分以内の場合、翌年1年分の掛金も現金納入をお願いします。

月割数が4ヶ月分以上で、提出された口座振替依頼書に不備がなければ、翌年分以降の掛金は、火災・地震合わせて口座振替となります。

火災共済

契約の発効は、入金日の翌日以降です。

居住面積 (坪数) × 7口

建物 (最大400口) + 家財 (最大200口) = 合計

m²=坪数換算 総m²数÷3.3m² 2ページの契約者 年齢と家族人数確認

最低口数は 合計で50口以上

木造 60円 鉄筋 30円

年間 年間

火災等での最大保障金額は、合計口数×10万円

地震共済

契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。

建物口数及び家財口数は必ず火災共済と同口数でお入り下さい。ただし、建物200口、家財40口が加入上限となります。

建物 (最大200口) + 家財 (最大40口) = 合計

木造 165円 鉄筋 100円

年間 年間

地震等 (全壊時) での最大保障金額は、合計口数×5万円

火災共済掛金 + 地震共済掛金 = 年間総掛金